

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日が休日に当るときの翌日)

## 目 次

◇規 則 鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則

◇告 示 土地改良区の役員の就退任

土地改良事業の認可(八件)

松くい虫被害対策特別措置法による特別伐倒駆除命令の一部改正

◇公安告示 銃砲刀剣類所持等取締法による聴聞

## 規 則

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十九年二月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

### 鳥取県規則第四号

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則

鳥取県手数料徴収規則(昭和三十一年一月鳥取県規則第一号)の一部を次のように改正する。

別表のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句をそれぞれ同表の下欄に掲げる字句に改める。

第一号	三千五百円	四千元
第三十八号の三	二万円	二万三千元
第三十八号の四	二万円	二万三千元
第三十八号の五	二万円	二万三千元
第三十八号の六	建築物飲料水貯水槽清掃業者登録手数料	建築物飲料水貯水槽清掃業者登録手数料
第三十八号の七	建築物ねずみこん虫等防除業者登録手数料	建築物ねずみこん虫等防除業者登録手数料
第三十八号の八	三万五千元	三万七千元
第八十号の二	四万円	五万六千元

第九十号	第八十九号	第八十八号の二	第六十三号の八	第六十三号の七	第六十三号の六	第六十三号の五	第三十六号		第三十五号		第九十五号の五	第九十五号の四	第九十五号の三	第九十五号の二	第八十号の三
八万円	八万円	八万円	千二百円	千二百円	五千円	三千円	三千六百元	千八百円	一万三千円	六千五百円	八千四百円	三千二百円	三千二百円	一万一千円	三万七千円
九万円	九万円	九万円	千三百円	千六百元	五千六百元	三千六百元	四千円	二千円	二万円	一万円	一万三千円	三千五百円	三千五百円	一万五千円	五万二千円

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

第九十一号	第九十二号	第九十三号	第九十三号の二	第九十三号の三	第九十三号の四	第九十四号の五	第九十四号の六
八万円	八万円	八万円	八万円	八万円	八万円	二千元	二千元
九万円	九万円	九万円	九万円	九万円	九万円	二千五百円	二千五百円

附 則

この規則は、昭和五十九年三月一日から施行する。ただし、別表第三百十五号及び第三百三十六号の改正規定は、同年四月一日から施行する。

告 示

鳥取県告示第六十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり関金土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十九年二月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の名及び住所

理事	大本正顕	東伯郡関金町大字明高一一九四
	繁原 勇	堀一八九〇
	増田義人	二二六八
	大本一雄	三二九四
	小林章人	倉吉市志津二〇六
	山中 勝	東伯郡関金町大字今西三一三
	谷本貞雄	明高八七八
	友兼 貢	今西九三〇
	山脇秋成	大鳥居九二九
	矢城良治	山口二一七三
	鷺見幸雄	郡家一一一
	松本忠治	関金宿一〇八六一
	竹田哲男	泰久寺六六三
	穴戸勝重	山口四四九
	遠藤昭典	関金宿七一四一一
	牧野幸利	二〇七八
	田村新一	一一六三
	本高定雄	松河原一五五
	福永好一	明高九四一―二

就任した役員の名及び住所

昭和五十九年二月九日退任

監事	石田夏實	関金宿五四七
	鳥飼 昇	明高一五三九
	吉原哲明	明高一五三九
	加藤 登	松河原一〇三
	杉山貞美	山口五二六一
	西村長利	関金宿五一〇
	津嶋 馨	安歩五六七―四
	山谷幹男	大鳥居六五四
理事	大本正顕	東伯郡関金町大字明高一一九四
	竹田哲雄	泰久寺六六三
	石賀一男	今西一一〇
	加藤 登	松河原一〇三
	蔵本 巧	関金宿九七三
	高倉利雄	堀二九四四
	石田夏實	松河原一〇六〇―三
	西坂富範	明高一四六六
	増田義人	堀二二六八
	中田人司	郡家五三六一二
	山本 巖	山口七五〇
	藤井義勝	安歩五六四
	山本忠行	大鳥居六五一

監事 鳥 飼 昇 関金宿五四七

山田紀久 今西一〇一三

藤井重光 大鳥居二六六

昭和五十九年二月十日就任 任期四年

鳥取県告示第六十七号

国府町から申請のあつた町営土地改良（広西地区暗きよ排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十九年二月二十四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十九年二月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第六十八号

国府町から申請のあつた町営土地改良（広西南地区暗きよ排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十九年二月二十四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十九年二月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第六十九号

日南町から申請のあつた町営土地改良（宝谷地区農地造成）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十九年二月二十四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十九年二月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七十号

鳥取市から申請のあつた市営土地改良（末恒（伏野、三谷）地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十九年二月二十四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十九年二月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七十一号

鳥取市から申請のあつた市営土地改良（末恒（伏野、三谷）地区農業用排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六

条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十九年二月二十四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十九年二月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七十二号

岩美町から申請のあつた町営土地改良（新井（棚田）地区農業用排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十九年二月二十四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十九年二月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七十三号

岩美町から申請のあつた町営土地改良（新井（惣座）地区農業用排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十九年二月二十四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示す

る。

昭和五十九年二月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七十四号

岩美町から申請のあつた町営土地改良（新井（庄司線）地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十九年二月二十四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十九年二月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七十五号

昭和五十八年八月鳥取県告示第七十三号（松くい虫被害対策特別措置法による特別伐倒駆除命令について）の一部を次のように改正する。

昭和五十九年二月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一の2中「二月二十九日」を「三月十五日」に改める。

### 公安委員会告示

#### 鳥取県公安委員会告示第十八号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第十二条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同条第二項の規定により公示する。

昭和五十九年二月二十八日

鳥取県公安委員会委員長 八 村 信 三

一 聴聞の期日及び場所

昭和五十九年三月七日 午後一時から

鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県公安委員会委員室（鳥取県庁本

庁舎七階）

二 被聴聞者の住所及び氏名

東伯郡東伯町大字公文二〇四番地一

渡邊 典夫

倉吉市穴窪二五六番地

大嶋 幸晴

八郡智頭町大字智頭二六〇〇番地一

小林 英樹

八頭郡智頭町大字埴師一七番地六

谷口 彦利  
八頭郡八東町大字富枝二二二番地二  
植村 義春

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月千四百円（送料を含む。）】